

法人 中央学院
理事長 佐藤昌信 殿
中央学院大学
学長 市川 仁 殿

要 請 書

既にご承知のとおり、貴学校法人経営の中央学院大学に勤務する非常勤講師・小林勝氏と弁護団は、2019年6月10日、「5月30日一審判決を不服」として、東京高等裁判所に控訴しました。2回の控訴審を経て11月11日結審して、2020年2月5日判決となりました。

一審の「小林勝さんの専任教員化で解決するのが妥当」との精神は控訴審に於いても引き継がれ、「和解協議」の場が複数回予定されています。

貴法人は、学問綱目上近接領域にはあたらない4科目の専門科目を含む6～8コマを、20年もの長期にわたって非常勤講師の小林氏に担当させてきました。専任教員任用においてすら、斯様な条件を課す大学は管見の限り存在しません。況や非常勤講師に対しこの様に過重な負担を強いる高等教育機関は、少なくとも我が国においてこれまで見当たりませんでした。ところが貴法人は、一非常勤講師にすぎない同氏を、上述のごとき負担に晒し続けてきたのでした。かてて加えて、同氏に対し年額200万円程の給与しか支給してきませんでした。

こうした経緯を踏まえれば、小林氏に対する貴法人の待遇はあまりに不当であり、既にして専任教員として採用されるべきであったと言えます。

また、小林氏が委員長を務める全国一般全国教職員組合を嫌悪して、組合の弱体化を狙い「ハラスメント」事件を捏造し、当該書記長への1年半の出勤停止という不当な「業務命令」(処分)を強行しました。これに対して東京地裁への提訴と東京都労委への「不当労働行為の救済申し立て」が行われ、現在係争中との事です。

こうした問題が長引けば、『公正な社会観と倫理観の涵養』の精神にあこがれ、入学してきた学生たちの動揺や、高校教育に携わる者たちの不信感の増大と入学希望者数への影響等、法人経営問題や社会的問題も懸念されるだけに、貴大学側が早期に英断すべきと考えます。

小林氏専任化を始め以下の項目について貴殿方に要請いたしますので、善処方お願い申し上げます。

記

1. 小林勝氏を早期に専任教員化し、損害賠償を直ちに行うこと。
2. 当該組合書記長への業務命令(処分)の撤回と謝罪・原状回復を行うこと。
3. 当該組合への組合つぶしの不当労働行為を止め、正常な労使関係にすること。
4. 当該組合主張する貴学園に働く非常勤講師の待遇を抜本的に改善すること。
5. 上記の解決の為に十分な話し合い(団体交渉等)を行い、解決の諸条件をつけないこと。

以上

団体署名

20 年 月 日

団体名

代表者名

⑩

住所 〒

取り扱い団体：中央学院大学に対する小林勝さんの裁判闘争を支援する会

〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-15-9 武蔵野ビル 2 階 NPO 労働相談室内

TEL : 070-6576-2071

FAX : 03-5577-7263

